

令和5年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月21日(火) 開会 午前9時45分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

1番 友野秀一

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 法師 励 9番 加藤敏夫

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、1番、友野秀一委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、法師励委員、9番、加藤敏夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号の3番は10番、中島伸吉委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしますが、本案件と議案書3ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についての4番の議題と関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第1号の1番と議案第3号の4番を一括議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。

議案第 1 号の 1 番並びに議案第 3 号の 4 番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

議案第 1 号 1 番、借受人、○ ○○○○ ○○○○○○○株式会社。筆数、1 筆。面積、2, 2 3 1 平方メートル。申請理由、受人は、申請地の上空で営農型太陽光発電施設の設置による売電事業を計画しているが、設置にあたり農地上空の利用を目的とした地上権の設定が必要となることから申請する。適用、地上権の設定期間 1 0 年。

次に、議案第3号4番、借受人、〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社。筆数、1筆。
面積、2, 231平方メートルのうち0.446平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇
〇〇〇〇を営んでいるが、農地の上空を利用した太陽光発電施設の設置による売電事業を
行うため、営農型太陽光発電施設を設置すべく申請する。適用、営農型太陽光発電施設（太
陽光パネル244枚）（525.30平方メートル）（一時転用）

農地法第5条申請の理由書を一部抜粋して読み上げます。

理由書

計画事業内容

(1) 事業の目的

太陽光発電事業は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、安定的かつ継続的なビジネスとして十分な採算性が認められるため、太陽光発電による売電事業に注力している。

この点、営農型太陽光発電所を設置することにより、発電事業による収益を上げながら、農業の発展と地球環境の維持保全に貢献したい。

(2) 事業の必要性

太陽光発電・売電事業については電力会社による買い取り制限や新規契約の中断などの動向が見られる。しかも、長期的に事業を実現できない案件については経済産業省の設備認定取り消しの処分となりうる。それゆえ、条件の良い土地が確保でき次第、早急に事業化することが望ましいと考え着手したものである。

(3) 施設の概要

申請地に設置の太陽光発電所の発電出力は、最大出力 111.02 キロワットの発電所（太陽電池モジュール：455W/1 枚×244 枚＝111.02 キロワット）である。

理由書内において、複数候補地を検討したが今回申請地が最適の旨の記載等もございます。

また別途で、近隣への説明に関しての文書、パネル下部での栽培ができる根拠書類、市内他所で所有する農地で営農型太陽光発電事業が困難である説明書類、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書等の添付があることを申し添えます。

申請地は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側、〇〇〇の南、〇〇〇のすぐ南側にあたります。

2月の19日に太間推進委員と現地の状況などを確認してまいりました。また、今回の申請に際して2月2日に市役所において農地所有者並びに事業者から話を伺い、昨日会長や事務局と今案件について協議いたしました。

借受人は、平成30年9月に農地法第3条で農地を取得した株式会社〇〇〇の農地を借り受け、営農型太陽光発電施設の設置並びに農地上空の利用を目的とした区分地上権の設定を行うものです。

営農型太陽光発電設置にあたり、下部の農地にサカキの作付けを予定しております。ただし申請農地は農用区域内の農地で、仮に除外された場合でも農地種別については10ヘクタール以上の集団農地の中にある第1種農地相当の農地です。また農地の耕作状況についても平成30年9月に農地として取得して以降、農地全体において耕作目的であるサカキの作付けを行った実績は確認しておりません。また農地法第30条による利用状況調査による農地パトロールにおいて度々催告の対象となっておりました。現在では定期的に除草はされております。

そのため、今後は適切に耕作する旨の誓約書が事務局に提出されております。許可後は農地取得当初目的としたサカキの作付けすることとなっております。また2月2日に市役所において、中島会長や〇〇〇の代表者、営農型太陽光パネル設置事業者などからお話を伺った際に、今まで農地周辺農家へ迷惑をかけていたため、今後の耕作並びにパネル設置に係る周辺農地所有者への説明も丁寧に行う旨を確認しております。

2月10日の農地法第3条並びに第5条の許可申請直前に太陽光パネルの位置を西側に移動する形となり、西側農地所有者への説明状況が確認できないため、今回の転用許可の条件として今回申請地の四方周辺農地所有者への耕作やパネルの設置にあたる丁寧な説明を行い、その内容が分かる書類の提出いただくことを求めています。本来同

意書の提出を求めたいところですが、少なくとも周辺農地所有者への丁寧な説明がなされるのであれば、営農型太陽光発電施設設置のための一時転用並びに区分地上権の設定はやむを得ないと思われませんが、皆様方でのご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、その通りでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号の1番につきましては、渡人が所有する農地の上空に、営農型太陽光発電のためのパネルを設置するにあたり、区分地上権を設定するための申請でございます。

議案第3号の4番につきましては、農地上空部分へ、受人が売電目的で営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用による許可申請でございます。

営農型太陽光発電施設の設置に伴う一時転用期間につきましては、3年または10年となりますが、下部で営農する〇〇〇が〇〇〇での認定農業者であり、転用期間が10年となるための要件の一つを満たすことから10年間の許可申請となっております。

それでは、はじめに農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

農地について所有権の移転、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設置する場合は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要がございます。

区分地上権は、その他の使用及び収益を目的とする権利にあたります。

農地法第3条の許可要件に関しては、区分地上権の設定の場合は、農地の所有権移転や貸借の場合とは異なりまして、譲受人の農地の耕作に関する全部効率要件、あるいは耕作

従事日数、下限面積要件などの要件は備える必要はございません。

池谷委員よりご説明がありましたが、農地上空に営農型太陽光発電用パネルを設けるため今回申請された筆の面積2,231平方メートル分について、区分地上権を設定するものでございます。

太陽光発電用パネルは、本日お配りした議案参考資料を見ていただければと思いますが、農地上空の約3メートルの高さに設置し、全部で88本の支柱で支える計画でございます。パネル下部は営農に支障がでないよう2.5メートル程度の空間が確保されているため、耕作に支障はないということになります。パネル下部では、渡人がサカキを栽培する計画でございます。

なお、支柱部分について、農地法第5条の許可の対象となります。

農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当していないということになります。

次に、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

議案書に記載してあります転用面積0.446平方メートルは、太陽光発電用パネルの支柱の杭88本分及び、一号柱1本部分が占める面積でございます。摘要欄にある525.3平方メートルは、パネル直下の面積でございます。

続いて、都市計画法に基づく開発許可制度の取り扱いを確認したところ、建築物には該当しないため不要ということでございます。

申請地の農地につきましては、農用地区域内にある農地でございます。

農用地区域内にある農地の不許可の例外、「仮工作物の設置その他の一時転用で、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさない場合」。こちらに合致いたします。

続いて、一般基準について、予め事務局にて審査いたしましたところ、資金計画につきましては、設置費、撤去費等の経費を〇〇〇〇及び〇〇で賄う計画となっておりますが、添付されていた〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇では資金の調達について支障がないと判断しかねることから、客観的に確認ができる金融機関発行の書類の提出を求めており、2月末までに提出されることとなっております。この他の一般基準については、合致しております。

つきましては、必要性が認められ、周辺農地への影響がないものと判断され、不足書類の提出などが満たされた場合には、許可し得る状況でございます。

なお、営農型太陽光発電については、許可後、年に1回報告を受け、確認の結果、営農

に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元していただくこととなるもの
ございます。

説明は以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ちょっと確認事項です。

この〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇の関係なんですけど。売電事業は、〇 〇〇
〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇が行って、サカキの栽培については〇〇〇が行うというふうに考
えてよろしいんでしょうか。これがまず 1 点。

2 点目。区分地上権の設定期間が 1 0 年、これは法律で決まっているからそういうこと
で、当然、太陽光パネルの償却年数を考えると、継続っていうことも考えられるかな。そ
の後 1 0 年を経った後。そういうこともあるんですよねっていうこと、二つ目。

4 番の一時転用も同じような感じで、継続があると考えてよろしいんでしょうか。

その 3 点です。

○事務局

田嶋委員さんからのご質問についてご説明させていただきます。

まず 1 点目。下部につきましては、〇〇〇がサカキの栽培を行う。今回の申請につきま
しては、営農型太陽光発電施設を設置するにあたり、〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇とい
う太陽光の事業者が柱、支柱の設置ってというのが農地法第 5 条の許可申請で、パネルの設
置もそうなんですけど、農地にそういうものを設置する関係で区分地上権を設定も併せて行っ
たものでございます。

2 点目の区分地上権の設定につきましては、通常、一時転用の上限は 3 年ですが、認定
農業者の場合は 1 0 年ということになっております。こちらの方につきましては埼玉県農
業会議などに確認しました。〇〇〇の方では認定農業者を受けてないので 3 年ではないで
しょうかってことで、申請者には確認しましたが、他市等、認定農業者を受けてないところ
でも、1 0 年ということを受けているということでした。農業会議からは、〇〇〇の方
で認定農業者を受けていなくても〇〇〇の方で受けているってことで、1 0 年、一時転用
の期間 1 0 年で支障がない旨の回答がありました。

すみません、あともう1点は。

○農業委員6番（田嶋正明君）

4番の一時転用期間というのは、更新でずっと続くものなのでしょうか。

○事務局

お話のとおり10年、切れたところで、引き続き継続される場合については、一時転用の10年の申請が改めて必要な形になっております。

以上です。

○農業委員6番（田嶋正明君）

もう1点。添付資料の小さい部分。○○○って書いてある。

この進入路が、なんか隅っこの方になっているんですけど、ここに入る車両ってというのはどういうものを想定されていますか。

○事務局

こちらにつきましては、営農型のパネルにつきましては、あくまでも設置すれば終わりですので、この進入路につきましては、○○○さんの方で農作業を行うにあたり作業用の車を入れるとかそういうものって書いてあるものかと考えております。

○農業委員6番（田嶋正明君）

じゃあ、あまり大きいトレーラーとかトラック系統のものっていうのは入らないと考えていいんですよね。

○事務局

サカキの栽培ですので、剪定などは車を入れてやることはないと思いますので、収穫したものとか、作業で出たものを入れるためのトラックだとか、そういう農作業用の車を一時的に置くものという感じになるかと思います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

進入路がさ。ずいぶん狭いように感じたので、ただそれで聞いてだけです。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

参考までに聞きたいんですけど。サカキを太陽パネルの下で栽培するということなんですけど。その件について、大体何本ぐらい植えるとか、収入はどのくらいになるとか、そういうことは、提出はされていないですか。

○事務局

すいません。サカキの作付けにおきましては合計244本ですね。枝数で5,000本、最終的には8,000本を収穫する計画となっております。

○農業委員8番（法師 励君）

ちょっといいですか。

何も植わってないですか。今、現在は。

○事務局

以前はサカキを植えたことがあったんですけど、ちょっと枯れてしまったとのことで、現在はですね、サカキが1本植わっているのと、あと一部に野菜が植わっています。

ただ今回の申請にあたりまして、そういう状況ですので、本来、営農型太陽光発電施設については、下部のところの耕作をきちっとやってることが条件であります。その辺りを、先ほど池谷委員さんの説明にもありましたが、今後どういう形で耕作するかについては、今回の許可後にはサカキの方をしっかりと作付けするってことで確認しております。本来であれば、〇〇〇という法人が農地を取得したわけですからそういう目的でやるのが通常です。

これまではなかなかうまくいかなかったけども、今後はパネルを設置することによって、しっかりとサカキの方を栽培したいということでお話もいただいておりますし、あと誓約書の方もいただいておりますので、やむを得ないのかなと考えております。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

さっきの質問で。収入はどのくらい見込んでいるんですかね。

○事務局

今回の申請につきましては、あくまでも営農型の方の発電の関係が主ですので、一応、作付けの計画の中ではですね。どういう本数で売れる予定とは書いてありますが、金額の方までは記載がこの資料にはございませんので。申し訳ない。

○農業委員5番（池谷昭二君）

収入の方なんですけどね。これは確定する書類で出しているわけじゃなくて、先だっっての説明会の時に聞いた話ですと、大体年に2回収穫するそうなんです。年2回。大体60万ぐらいとはお聞きしています。年2回。

○議長

単収60万。

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

大きくなる、採れるまでに年数が相当かかるんでしょ。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

栽培内容の説明を聞いた時に、お茶と同じような感覚みたいです。植えるのもね。お茶は枝を切っちゃうけど、サカキは伸ばしっ放しなようです。

その時に話をしていたのが、三、四年で収穫できるって話でした。

本数は、かなり植えるみたいですね。

ただ、除草の面だとかいろんなことをね、質問させていただいたんですけど。とにかく除草が今までできていなかったものですから、いろいろのお茶屋のアドバイスとして、マルチ敷いてやってみてはとか、そういう話もさせていただきました。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

先ほど事務局の説明の中で、この事業者の方が、〇〇の関係で、〇〇が通れば何の問題もないというような説明をしたかと思われるんですけど、もし〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇場合というのは。この議案をここで採択してこれが通ったとき、また、その後はどのような流れになるんですか。

○事務局

先ほどご説明した内容をもう一度申し上げると、提出いただいた書類について、通常であれば、資金の裏付けということで、今回設置する営農型のパネルの代金と撤去費用を賄うだけの十分な資力があるかどうかを見る書類を提出していただくのですが、出された書類ではそれが確認できなかったと。

ただ申請者側からは、〇〇は受けているので、もう少し待っていただければ、金融機関が発行した〇〇〇〇〇が出せる。2月末までに出しますということで、〇〇〇〇は受けているということでございます。

今、提出いただいているものでは、それが読み取れないので、提出書類としては不備があることとなります。

○農業委員 2 番（平塚尚吾君）

〇〇はもう受けられているということですね。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

いろいろ説明があったけど一番の懸念材料っていうのは、上の方は別に問題ないんです

よ。区分地上権の方。下の方の栽培がね、今まで十分に出来てなかったところが営農型を機会にしっかり耕作しますっていうのが、本当に耕作できるのかなっていう、そこだけなんですよ。

私も先月、別件で念書をもらいましたけど。そういう形とか先ほどの周辺農地の営農者の方にちゃんと説明したという証明をいただくみたいなことがあれば、いいのかなとは思いますが。

○事務局

今、田嶋委員さんがおっしゃいました懸念につきましては、事務局の方もそうですし、2月2日に市役所に集まっていた際に中島会長や池谷委員さんからも、その辺りしっかり耕作していただくようにということで強く〇〇〇側には申し上げておりますので。

あと、誓約書の方ですね。〇〇〇の方から今後しっかり耕作していただくということでいただいておりますし、あとは、先ほど事務局長の説明でもありましたけど、下部の方がきちっとできてなければ、撤去の方も必要だということ。営農型太陽光発電設備ですので、下部のところがしっかりしているってことが継続の条件だと考えております。そのところは事務局からも強く事業者、耕作者の方には求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長

よろしいですか。他になれば質疑を終了といたします。

採決の前に1点、お諮りいたします。この議案のうち、議案第3号の4番は許可申請の意見具申ですが、より慎重に判断するため、採決の結果によらず、県へ進達する前に埼玉県農業会議に意見照会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、この件については、県へ進達する前に埼玉県農業会議に意見照会することといたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時19分

○議長

会議を再開いたします。

再開 午前１０時２９分

○議長

それでは、一括して採決いたします。条件を付した上で許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

○議長

賛成多数でございます。議案第１号の１番は許可申請であり、許可とすることに決定しました。なお、許可日については、議案第３号４番の県許可日と同日の日といたします。

議案第３号の４番につきましては、許可相当として埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたしますが、担当委員及び事務局からの説明もあったとおり、現時点で不足する点がございますので、周辺農地所有者に対する丁寧な説明及び資金の裏付け書類の提出を条件として付することにいたします。

なお、議案第３号の４番の案件ですが、県で不許可となった場合には、議案第１号の１番についても、県で不許可となった日と同日の日付けで不許可とすることになります。

続いて、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、１番を議題といたします。

担当４番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員４番（久保田勝君）

４番、久保田です。

１番について、ご説明申し上げます。

当事者、〇〇〇〇。１筆。２７平方メートル。申請理由、申請人は、相続を受けた農地の一部が、水路敷地として使用されていることが判明したため、法令違反のないように使用すべく申請する。摘要、水路敷地（追認）。

理由書を抜粋して読み上げます。

私は、高齢になり今後の相続対策を考え司法書士に相談したところ、上記土地は固定資産評価証明書で宅地として評価されていますが、農地転用の許可を受けているか確認する

よう指導を受けました。

そこで農業委員会に確認したところ、申請地は農地転用を受けていないことが分かり今回の申請に至ります。

私が〇〇〇した〇〇〇〇〇〇〇にはすでに、水路敷地、U字型側溝がありました。

北側は、住宅でかなりの高低差があるため、雨水や土砂が流れてくる地形でした。雨水は、申請地西側に接続する市道の集水桝からU字型側溝、暗渠、石積み等で築造された水路を通り〇〇を横断して南側の〇〇に放流されております。

大雨による土砂でU字型側溝が埋もれてしまう次第です。このU字型側溝を撤去してしまうと、近年の大雨や台風など天災による洪水は、床下浸水による大変な被害を受けることとなりますので、農地への原状回復することは大変困難であります。

水路について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にも確認しましたが当時の資料は一切なく、近隣にも聞いてみましたがはっきりとした内容が分かりませんでした。

現在まで、農地をこのような形として利用してきたことは大変申し訳ないのですが、周辺住民の安全を確保するためにもU字型側溝がなくなると大変困ります。安心して暮らしていける地域として、何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

2月16日に申請地の状況などを確認してきました。申請地は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の少し北東側になります。

U字型側溝が設けてあり、蓋がしてある状態で、水路として現在も使用されており、原状回復するのは難しく、本申請はやむを得ないと思われれます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員が申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番につきましては、相続を受けた農地の一部を水路敷地として利用していることが判明したため、法令に違反することなく使用するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続いて、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別についてですが、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない。こちらに合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、追認のため、かかる経費はございません。その他の基準についても全て合致しております。

必要性が認められ、周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決をいたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として

県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者、受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。

1番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇。1筆。499平方メートル。申請理由、受人は、現在、〇〇に居住しているが、〇〇に伴い〇〇から独立するため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（93.47平方メートル）。

私は、私の〇〇に住んでおります。現在、〇〇〇がおり、〇〇する予定であります。

〇〇するため、住まいを探しておりましたが、広さ、場所、家賃等でなかなかいいところが見つからず困窮しておりました。〇〇〇とも話し合いをしたのですが、仮住まいで家賃を支払い続けるよりも将来のことを考え、生活の拠点を安定させるため、思い切って一軒家を検討することにいたしました。

そのことを〇〇に相談したところ、〇〇〇の土地を一部分筆し、そこに自己用住宅を建ててみたらどうかと話をいただきました。南側は傾斜があり、建築するのに不向きなため本申請箇所を選定いたしました。

現在わたくしと〇〇〇は〇〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇に勤めており、通勤するにも車で30分くらいのところにあるので、好都合であることと、〇〇から車で4分と近く、〇〇〇〇を考えると〇〇の近くに住居を構えたいと考えました。

土地利用についてですが、職場には別々に車通勤するため、駐車場が2台必要となることと、道路からの高低差があるため、スロープを設ける必要があります。

生活排水についてですが、西側道路に公共下水管があり、汚水は下水管に放流いたします。雨水については申請地外周にコンクリートブロックを設け、申請地外に流失しないようにいたします。

どうぞ、自己用住宅建築のための許可をいただけますよう何卒お願い申し上げ理由書といたします。

2月16日に申請地の状況などを確認してきました。申請地は〇〇〇〇の北側、〇〇〇の西側の〇〇にあり、道の西側が住宅街、南側も住宅地になっております。

付近には貸渡人以外の農地はなく、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員のご報告のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第3号の1番につきましては、地目は山林ですが現況が畑、茶畑のため、転用には許可が必要となります。現在、〇〇に居住している受人が、〇〇に伴い〇〇から独立するため、自己用住宅を建築するという農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しましては、譲受人の〇が〇〇〇の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イ、こちらに合致して、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別でございますが、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえまして、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画につきましては、建築費、給排水工事費、雨水処理施設施工費、外構工事施工費等の経費を全て〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他の一般基準についても全て合致しております。

以上でございます。

(なし、の声有り)

(挙手全員)

担当3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

〇〇〇〇〇〇〇有限会社は、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇などを行っており、

〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇に所有する土地及び〇〇〇〇〇〇〇の一部を借りて、車両置場、資材置場などで利用しています。

本社は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在しており、周囲は住宅地で道路も狭く通勤車両、大型車両などが駐車できる場所ではありません。事務処理のみを行う場所です。

〇〇〇〇〇の駐車場に関しては、当初は図面のように利用していましたが、70トンクレーン車については駐車するだけならばよいのですが、作業や点検するには〇〇では点検することができないので、現実的に移動することができませんでした。

そこで、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の駐車場を借りておりました。

しかし、〇〇〇の工業団地の拡張により〇〇〇〇も移転するため令和５年３月末までの明け渡しを求められました。

弊社は〇〇〇の他に、〇〇〇〇〇も営んでいるので、木の伐採、抜根、土地の造成などで残土等一時保管するような工事が多くなっています。

このように事業が多岐にわたっていますので、車両及び資材及び廃棄物の一時仮置などで
 ○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○では余裕がありません。

事業で利用している車両等の内訳。クレーン〇〇、トレーラー〇〇、トラック〇〇、コンテナ〇〇で営業していますが、法人の乗用車等も〇〇所有しており、従業員は運転手等〇〇〇、事務職〇〇、これらの自動車にて通勤しておりますので、さらに車両・資材置場を確保する必要性を考えてきました。

70トントレーラークレーンの点検整備をするには、ブームを伸ばす必要があるため40メートル以上の空間が必要です。隣接する土地にて、案内図をちょっとご覧いただきますと、台形のすでに農地転用で取得した土地の隣が、今回の案件になります。

隣接する土地にて確保できればと思っておりました。いろいろと探しましたが確保できる場所が見つからず、弊社利用地内も〇〇〇〇〇〇では70トンクレーンが受け入れできる道路がなく、〇〇〇〇は拡張できる隣接する土地がなかったわけであります。

そうした中で今回申請地が紹介され、敷地拡張できれば、70トンクレーンも今回の申請地に保管できるようになります。

現状の課題を解決するため、車両・資材置場を確保できれば、現在抱えている問題が改善できることになります。

地主の〇〇様からも土地の利用に関して承諾をいただき、また事業実現にあたっては、周

辺農地及び環境への配慮を最重要に考えていく所存です。

〇〇〇の〇〇〇〇からお借りしている駐車場は3月中には撤去・返却をいたします。

本申請地に車両・資材置場を拡張できれば、今後の事業が安定するという事で、確信しておりますので、ご許可いただきますようお願いいたします。

以上、理由書でございます。

今申しましたように、二つの区画がこれで、今回の申請で許可が出れば、一体利用が可能となるということでございます。

図面も、利用図面も出ておりますので、ご覧をいただきたいと思います。特段、道路と水路に面しておりますので、そもそも農地へのところに影響は生じないという立地になっておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員と2月の18日に現地に行き、調査をいたしました。特に周辺農地への影響についても問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号2番につきましては、〇〇〇を営んでいる受人が、事業拡大に伴い現在使用している車両及び資材置場が手狭となったため、規模を拡大するため農地転用許可申請を行うものでございます。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではなく、開発許可等は必要ありません。

続いて、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別ですが、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に

該当いたします。

これらのことを踏まえまして、立地基準となる第2種農地の不許可の例外、こちらについては、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」。こちらに合致いたします。

一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、工事費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっておりまして、金融機関による〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障がないと判断できます。この他の一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

事務局に一つ、申し入れをしたい。この案内図みたいに二筆とも色塗りしてるとそこに書いてある文字が読めないよね。今は分かったんだけど、黄色の部分が既存敷地で、ピンクの部分が今回の新たなところだよね。既存敷地って書いてあるけど、色塗り過ぎちゃうと分からない。

それと私がちょっと懸念しているのは、非常に重量物のある70トンを吊り上げるトレーラー、クレーンというと相当重量があるけど、ここの向かいの道路って、結構ボコボコしている所もあるんですよね。どうなんでしょうか。どの程度耐えられるんでしょう。

それと、この敷地内は当然ながら、アスファルトとかコンクリートで、全部やられるんですよね。現状のところもそうでしょうけど。ちょっと最近確認してないんだけど。

○事務局

少々お待ちください。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

一番心配なのは、道路がボコボコにならないかと思って、それ心配している。作ることは問題ないんだけど。

○事務局

はじめに案内図の関係につきましては、今後、申請地のところと既存敷地の両方色が付いているのは分かりづらいというご指摘でしたが、そこは既存の部分と申請地が、色分けや点線にすると何かしら違いが分かる感じに変更いたします。

あと道路につきましては、幅員の方は問題ないという認識だったんですけど、舗装につきましては確かに70トンという重い車にはなりますので、このあたりは担当課の方に確認して、どういう形でやるか確認させていただきたいと思います。

あと、舗装につきましては、今回の申請書の方に見積書がついております。内部につきましては舗装工事ってことで碎石舗装することになっております。

以上です。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

この場所はね、〇〇〇〇の近くで、私はこの工事のとき見てたらですね、泥も、結局、このところはすぐ〇〇〇があって、地面が弱いところがあるんですよ。それで2メートルぐらい掘って、全部砂利をもう1回入れ直して、固めて。

本人、社長にも聞いたんですけど、やっぱりそれだけの耐えられるものは造っているっていう話は聞きました。ただ、その70トンではなかったんですけど、かなり道路分を2メートルぐらい掘り下げて、そこに砂利を入れて固めて、相当過量の重さには耐えられるように、ここのところは整備したっていうことは聞きました。

○農業委員6番（田嶋正明君）

私も見ていました、あれ掘っていたの。西側の方ですよ。こんな掘るのかと思っていた。

70トンクレーンというのは70トンの物体を吊り上げるんだけど、耐荷重は相当ある。自重も相当あると思うんだ。吊り上げるんだからね。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

なんかね。30トンぐらいに耐えられるぐらいの地面構造。70トンクレーンというのは70トン吊り上げるっていうことで、クレーン車そのものは、そんなにはないのでは。

○議長

他になければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県

に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。

議案第3号3番について、ご説明いたします。読み上げについては、一部省略いたします。

3番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、306平方メートル。申請理由、受人は、現在、〇〇に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（122.99平方メートル）。

理由書が出ておりますので、一部抜粋の上、読み上げます。

現在〇〇〇の〇〇〇〇に〇〇〇〇で暮らしています。家財が増加し手狭になったのでマイホームを持つべく、住宅建築敷地を探していました。〇〇〇〇が〇〇にあり、今後の〇〇〇で協力を仰ぐこととなりますので〇〇付近を候補地として3カ所検討いたしました。

一つ、〇〇〇〇〇〇〇〇。二つ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

これら3件の候補地での住宅建築、それぞれ条件に合わない理由があって断念をいたしました。

そんな折、当申請地は農地ではありますが、申請地は〇〇から徒歩10分と近く、計画プランが実現可能な土地であるため、交渉の結果、農地転用許可の見込みがあれば、売買していただけていただけることになりました。〇〇〇〇が〇〇〇〇に隣接する〇〇〇市街化調整区域に20年以上居住しておりますので都市計画法上の規定に合致いたします。

申請地には自家用車2台分。〇〇〇の分になります。北東には来客用駐車スペースを確保。建物南側は庭や物干しスペースとして利用します。

生活排水は私設の排水管に放流し、雨水は浸透枳にて宅地浸透処理します。

敷地の民地境にはコンクリートブロック塀を設置して、雨水流出を防止します。

土地全体で許可申請いたしますが、一部セットバック用地として許可後に分筆いたします。

申請地以外に住宅建築に適した土地がないと考え、申請地に永住したいのでご高配、ご許可いただきたくお願いいたします。

2月18日に岩田推進委員と申請地の状況などを確認してきました。民地ブロック、浸透トレンチの対策等がとられる計画となっており、周辺農地南側と西側に農地がありましたが、

よろしくご審議お願いいたします。

ありがとうございました。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、特段問題はないと思われますのでよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

都市計画法に関しましては、譲受人の〇〇〇〇が〇〇の市街化調整区域に20年以上居住していることから、都市計画法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致するもので、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご報告申し上げます。

申請地の農地の種別ですが、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。

また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえまして、立地基準となる第2種農地の不許可の例外につきましては、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」。こちらに合致いたします。

続いて、一般基準について事務局にて審査したところ、資金計画におきましては、土地購入費、建築工事費等の経費を全て〇〇で賄う計画となっておりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されており、資金の調達については支障がないと判断できるものでございます。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

(なし。の声)

○議長

(举手全員)

○議長

次に、5番を議題といたします。

担当 3 番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員 3 番 (吉川光彦君)

3番、吉川です。

議案 3 号の 5 番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略をいたします。

5番、譲受人、〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社。筆数、1筆。面積、2, 130平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、事業の拡大とともに自社での整備やアフターサービスが必要となったため、自動車修理工場を建築すべく申請する。摘要、自動車修理工場（175平方メートル）であります。

理由書が出ておりますので、読み上げます。

現在、〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、敷地面積 3 1 5 平方メートルの建物 2 階に事務所を置き、車両置場として借り〇〇〇〇〇〇〇〇〇を行っています。隣接の土地については土地所有者の〇〇〇〇株式会社が使用しています。

事務所では、事務所機能のほかインターネットにより集客した中古車を買取り業務やオークション会場で仕入れた中古車の販売業務を行い、修理については自社の修理工場がないため修理やアフターサービスは外注に頼っている状況であります。

2, 000平方メートルぐらいでオークション会場が近く、交通に関してもインターチェンジや幹線道路が近いので搬出入にも適しており、防犯性もある土地を〇〇〇〇〇周辺で不動産会社を通じて探しました。

その中で農振地域内ですが地主様、〇〇〇〇さんが土地の協力をしてくれるとの話をいただきました。申出地は広さも十分で、車で2キロメートル、5分ほどにオークション会場があり、交通に関してもインターチェンジ、幹線道路が近いため搬出入にも適し、防犯面でも周辺住宅もあるため最適な土地であります。

計画地西側は車両の積載・降車・通行できる通路として使用し、駐車場については従業員用〇〇、お客さん用〇〇、修理の車両〇〇〇、修理後や不動車、動かない車・廃車のための〇〇〇を計画しています。

代車の置き場、積載車からの車両積降等、作業の安全を考慮すると申請地の広さが必要となるものであります。

2月18日に岩田推進委員と現地を確認してまいりました。

○議長

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

吉川委員の説明どおり、特に問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

続きまして、一般基準について事務局にて審査したところ、資金計画につきましては土地取得費、建築費等の経費を〇〇〇〇及び〇〇で賄う計画となっておりまして、〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他の一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、休憩いたします。再開は、午前 11 時 20 分の予定です。

休憩 午前 11 時 10 分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前 11 時 20 分

○議長

続いて、議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 9 番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

9 番、加藤です。

議案第 4 号の 1 番について説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1 番、相続人、〇〇〇〇。筆数、2 筆。合計面積、2, 313 平方メートル。

2 月 17 日に宮岡推進委員と〇〇さん宅に行き、現地を調査してまいりました。

畑は、〇〇〇〇〇〇〇〇のちょうど中ほどにあり、現在、作付けはしておりませんが、きれいに管理されておりました。

なお、機械は、トラクター１台、耕運機１台等を有しておりました。

したがって、新たに納税猶予の適用を受けるにあたり、特に問題ないと思われます。

よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明どおりで、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、農業経営を行う者と認められますので、相続税納税猶予の適用を受けるための適格者として認めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、２番を議題といたします。

担当２番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員２番（平塚尚吾君）

２番、平塚です。

議案第４号２番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

２番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、１筆。面積、１，８０３平方メートル。

２月１７日に清水推進委員と現地確認を行い、〇〇さんから電話にて話を伺いました。現

地を確認に行きましたところ、畑はきれいに耕作されていました。

電話にて話を〇〇さんに話を伺ったところ、春には野菜を作付けするとのことでした。

畑の管理は、〇〇〇と時折、〇〇〇も手伝ってくれるとのことでした。

トラクター 1 台、耕運機 2 台、普通トラック 1 台と軽ダンプ 1 台を所有しております。

現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業を行っていく旨の証明をすることに特に問題はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんがおっしゃったとおり、何の問題もないと思われます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3 番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、10 番、中島伸吉委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（10 番、中島伸吉委員退席）

○議長

それでは、担当 5 番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

5 番、池谷です。

議案第 4 号 3 番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

3 番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、19 筆。面積、23,808 平方メートル。

2 月 19 日に金子地区の豊泉推進委員と現地確認を行いました。また、電話にて話を伺ってきました。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇の茶生産農家です。生産されたお茶は、〇〇〇〇、また〇〇〇〇などに販売しております。申請地 19 筆、すべてが茶畑で 1 キロメートル以内にあり、よく管理されておりました。農作業は、〇、〇〇、〇〇の 3 人で行っております。

農業機械は、耕運機、普通トラック、軽トラック、防除機、乗用型茶刈機などを所有しております。

引き続き農業を行っている旨の証明をすることに、特に問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。

ただいま池谷委員より説明があったとおり、特に問題はないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、10番、中島伸吉委員の退席を解除いたします。

(10番、中島伸吉委員復席)

○議長

続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。

議案第5号1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略いたします。

1番、借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、3,253平方メートル。利用権種類、賃借権であります。

2月18日に中村推進委員と耕作状況などを確認してきました。大変きれいに管理をされております。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接の土地で3反ちょっとということです。他の〇〇地内、〇〇あたりの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の耕作地と同様に管理され、さまざまな作物が栽培されております。

耕運機、トラクター、軽トラック、普通トラック、軽ワゴン。それぞれ複数台、確保されております。

利用権の設定の更新に問題はないものと考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。

吉川委員の説明のとおりで問題ないと思われます。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番につきましては、賃借権による利用権設定の更新でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借り受けるものでございます。

借受人の申請地を含めた現在の経営面積は342アールであり、その農地をすべて耕作しております。農作業従事日数は150日以上です。

吉川委員から説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていること、などに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

○議長

次に、2番を議題といたしますが、2番から5番までの議題は借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号の2番から5番までを一括議題といたします。

それでは、担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。

議案第5号の2番から5番について、一括してご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

2番、借受人、株式会社〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,526平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3番。筆数、1筆。面積、1,079平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

4番。筆数、6筆。合計面積、6,450平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

5番。筆数、1筆。面積、1,983平方メートル。利用権種類、賃借権。

2月の19日に金子中地区の太間推進委員、2月の16日に二本木地区の中村義男推進委員、2月18日に金子下地区の豊泉推進委員と一緒に耕作状況を確認してまいりました。また、〇〇〇さんから電話にて状況を確認しております。

株式会社〇〇〇さんは、耕作面積が〇〇〇において借入地137アールのお茶の製造から販売を行う法人でございます。農業機械も耕運機4台、軽トラック3台、茶刈機1台など必要なものは一式保有しております。

申請地は案内図のとおり、〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇にある農地です。現在、茶園として管理されておりますが、今後とも茶園として利用する予定となっており、耕作には特に支障はないものと思われます。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われますが、よろしくご審査くだようお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

2 番につきまして、ただいまご報告がございましたように、何ら問題ないと思われま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ござい
ましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

推進委員の中村です。

中島委員の説明のとおり、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願
いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。

ただいま 4 番について中島委員より説明がありましたが、問題ないと思われま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、
事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 5 号の 2 番から 5 番につきましては、2 番から 4 番が使用貸借権による新規の利用
権設定、5 番が賃借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借
り受けるものでございます。

借受人の申請地を含めた現在の経営面積は 2 4 8 アールであり、その農地をすべて耕作し

ております。農作業従事日数は１５０日以上でございます。

中島委員から説明がございましたが、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定められる条件の、農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち１人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていること、などに合致しており、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、６番を議題といたします。

担当１０番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員１０番（中島伸吉君）

１０番、中島です。

議案第５号の６番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

６番、借受人、〇〇〇〇。筆数、２筆。合計面積、３，２５３平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

２月の１７日に金子地区の野村推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、また〇〇さんから〇〇〇〇〇にて状況を確認いたしました。

〇〇さんは、耕作面積が自作地６８アール、借入地１２７アール、合計１９５アールの野菜農家です。農業機械も耕運機１台、トラクター１台、軽トラック１台など、必要なものは一式保有しております。

申請地は、案内図のとおり〇〇〇の〇〇〇〇〇〇北側にある農地です。現在、作付けはさ

れておりませんが、今後は野菜畑として利用する予定となっております。また他の農地も適正に管理されており、耕作には特に支障のないものと思われます。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われますが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま中島委員の説明があつたとおり、問題ないかと思います。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の6番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定めます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は225アール、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については9件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分